

- 第1条 本会員規約は、株式会社 LAILAPS が運営する「LAILAPS 東京北星ジム」（以下「甲」という）と _____様（以下乙とする）との間で結ばれた契約である。
- 第2条 甲は乙に対しジムの器具や道具を使い、練習に参加することを認める。乙は、練習の参加、不参加を問わず、甲の指定する方法で別に定める毎月の会費を支払わなければならない。
- 第3条 乙は、甲に入会するにあたり、甲が別に定める入会金を支払わなければならない。
- 第4条 乙は、甲に入会するにあたり、甲の指定するスポーツ保険に加入する義務を有する。
- 第5条 乙は、甲の定める会員規約を遵守しなければならない。
- 第6条 乙が甲のジムを退会する時は、1か月前までに甲の定める所定の手続き（退会届、会員証の返却、会費滞納分の支払い等）を**来館**して完了させなければならない。所定の手続きが完了するまでは、甲は乙に対して会費の請求する権利を有する。
- 第7条 乙が休会を希望する場合は、1か月前までに甲に対して休会届を提出し、別に定めた休会料を支払わなければならない。
- 第8条 乙の入会申し込み時の内容（住所・電話番号等）に変更が生じた場合、速やかに甲に届けること。
- 第9条 甲は、乙が以下の行為を行った場合、甲の判断により、乙を退会または除名にすることができる。
1. 甲の定める会員規約を乙が順守しなかったとき
 2. 乙が甲の名誉を傷つけたと甲が判断したとき
 3. 乙がジムの会員としてふさわしくないと甲が判断したとき
- 第10条 甲が主催する練習、試合、その他行事等において、乙が負傷または死亡した場合、第4条に定める保険の適用範囲で甲が対応するものとして、これを超える部分に関しては、乙の責任とする。
- 第11条 甲と乙との間に生じた訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 第12条 甲が収集した個人情報は、適正に管理し、個人情報保護方針にしたがって管理します。
- 第13条 甲は、会員規約等を必要に応じて改定することができ、改定した会員規約等の効力は直ちに全会員に及ぶものとします。
- 第14条 乙は、甲に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力等に該当しないことを保証します。
- ア. 暴力団 イ. 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む） ウ. 暴力団準構成員
エ. 暴力団関係企業 オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ カ. その他前各号に準ずるもの
- 甲は、乙が本条の一にでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および/または、会則を含む会社と会員との間の契約一切を解除することができます。

上記の会員規約に同意し、遵守することを約束致します。

氏名 _____ 印

保護者（未成年のみ） _____ 印

_____ 年 _____ 月 _____ 日

運営者 株式会社 LAILAPS

代表取締役 石毛 慎也

住所 東京都中央区勝どき 2-9-12 HB ビル 6F